

〔「名古屋車両所、関西地区分会における職場諸要求」に関する申し入れ〕について業務委員会を開催！

11月27日、10時より支社会議室において関西支社と業務委員会を開催しました。出席者は組合側業務委員・畑野書記長、浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田組織担当部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、畑運輸課課長代理、山本車両課課長代理、秋定人事課係長でした。

《 「申」第9号「名古屋車両所における職場諸要求」に関する申し入れ (2014年9月24日申入) に対する会社回答 》

1. 防暑（熱中症）、防寒対策について

- ① 毎年、夏期になると職場では問題となるが、今年は7月中旬から雨の日が続いている。検修庫の温度が庫出入り口付近では摂氏36℃であったとしても、庫中央付近になると摂氏45℃、湿度85%（今夏の最高）と上昇している。今年の夏（7月、8月）に、関連会社（CMC）の社員や耐震工事作業の業者が作業中に気分が悪くなり、救急車で病院に搬送される事態が2件発生した。

昨年から関連会社（CMC）は、庫内サービスデスクに、ミスト式扇風機、コンパクトクーラーを数台購入して使用しているが、社員や関連社員の健康をどのようにJR東海会社は、考えているのかを明らかにすること。

【回答】 今後も引き続き必要な対策は実施していく。併せて、自己の体調管理等も徹底されたい。

- ② 昨年同様に社員の健康等を考えて、現場に無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）機が用意されているという現業職場もある。名両所へも無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）機を社員数に関係なく、関連会社や乗務員も使用できる飲料機を詰所や庫内に設置すること。

【回答】 現状で対処されたい。なお、これまでも自動販売機、冷蔵庫の設置やネッククーラーの配布の他、今年度からはインナーキャップの配布などを実施している。

- ③ 庫内の温度を下げる為の冷房設備を設置すること。冷房設備でなくても庫内の温度・湿度を下げるようにすること。

【回答】 1-①に同じ。

- ④ 気分が悪くなったと申告した社員に対して、会社の責任に於いて作業中ならびに何時であっても速やかに、医療機関に連れて行くなど対処すること。

【回答】 管理者に申告があれば、適切に判断する。

- ⑤ 会社の責任に於いて、当日の出面社員の健康チェックを行うこと。

【回答】 今後も適切に対処する。なお、体調不良の場合は早めに管理者に申し出ること。

- ⑥ 「熱中飢等」ではなく、社員の健康を考えた防暑・防寒対策に力を入れること。

【回答】 現状で対処されたい。

- ⑦ 名古屋車両所の現場の詰所は、底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないためストーブや温風ヒーターも併用している。強力な冷・暖房設備及び床面の暖房に設備更新すること。関連会社（CMC）の社員が常駐しているボイラーが、今後は廃止となると聞いている。冬季はボイラーから灯油を譲り受けてストーブ用に使用しているが、ボイラーが廃止された後、ストーブ用灯油の取り扱いならびに対策を明らかにすること。

【回答】現状で対処されたい。なお、ストーブ用の灯油は今後、必要量を購入する。

2. 通勤手当等について

マイカー通勤者はガソリン価格の急激な変動により、自己の負担額が増えている。マイカー通勤手当の通勤距離を細分化し、現実に見合った通勤手当額に全般的に見直すこと（現在の手当はレギュラーガソリンが1リットル約80円台のものであるが、地域によっては誤差はあるが、現在は平均約150円代になっている）。

【回答】支社権限外事項である。

3. 出勤遅延等について

支社内で出勤遅延が発生すると、出勤点呼時において、「関西支社内の出勤遅延は〇〇件目であり、……」と報告し、対策として「目覚まし時計を何個セットしたのか」と現場の全社員に対して面談等で聞き取り、複数個のセットを強要している。対策として目覚まし時計を複数個セットするように強要するのであれば、社員各自が必要と思う数の目覚まし時計を貸与又は支給すること。

【回答】出勤遅延防止のために懲^{しやうまう}漚しているものであり、そのような考えはない。

4. 庁舎の環境整備等について

- ① 現在、耐震化工事が建設会社によって行われているが、工事計画（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）詳細を社員全員に明らかにすること。

【回答】耐震工事掲示板等により、必要な情報を周知している。

- ② 名古屋車両所が開業以来、35年余りが経過して庁舎が老朽化している。庁舎の二階の部屋を挟んで両側のベランダは水はけが悪く、一旦雨が降ると池のように水たまりが出来、梅雨時期にはヘドロから悪臭が漂ってくる。また、庁舎の2階の更衣室兼詰所窓のへりには細かく長いヒビが入り、台風等の大雨の時期には床面が雨水により大きな水溜まりが出来、健康上問題である。早急に調査、改善すること。

【回答】必要の都度実施していく。

- ③ 庁舎内の風呂場の脱衣場内における大阪方の壁からは水漏れを起こして腐食している。また、風呂場内の床面がタイルであり、よく滑り転倒して、大変危険であることから改善すること。

【回答】11月17日にリニューアル済みである。

- ④ 名両所庁舎内の水道（便所手洗い、各洗面所）水は、特に夏季は大変にカビ臭くて濁って飲料水やカビの臭いが手に残って手洗いに適さない。帯泊乗務員等が、安心して飲めるように改善すること。

【回答】水質においては決められた検査を実施しており、問題ないと考える。

5. 現場（庫内）設備、点呼場への移動通路について

- ① これまで、その都度、管理者に改善するように要求しているが、名両の庫内1・2・3番線のサービスデッキ下は一部LED化はされているが、ピット内及びパン点検通路の蛍光灯の劣化及び故障による不点灯が多数あり、作業効率の面や安全上問題である。交換する蛍光灯が、大阪の車両所からトラック便で送られて来るため、すでに経年劣化の傾向にある蛍光灯がある。庫内全箇所をLED化する等の改善を図ること。

【回答】設備不良があれば、調査の上、保守所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処していく。なお、灯具に関しては、順次LED等に改善していく。

- ② 雨、特に強い雨の降る日や強い雪の降る日に、庁舎や庫内現場詰所から点呼場へ移動する際、制服が濡れる。庁舎から検修庫の通路に屋根を設置すること。

【回答】現状どうりとする。

- ③ 庁舎と同様の名古屋車両所開業以来35年以上が経過し、検修庫の老朽化に伴い2・3番線の天井から、経年劣化のため真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属（特に、庫の天井排気ファン付近）が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化により、点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。一昨年の初め頃から管理者に報告し、管理者（山田・米原・野田・柴田助役）も確認しているにも関わらずいっこうに改修工事が実施されない。早急に対応すること。

【回答】設備不良があれば調査の上、保守所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処している。

- ④ 現在、名古屋車両所庁舎1階の食堂は平日の昼間のみの営業となっている。現場社員をはじめ乗務員（駅弁等を持参）や関連会社社員も多く出勤している。メニュー等が充実してないことが問題であり利用者が少ない。充実したメニューで土・日・祝日も含めて、朝・昼・夜・深夜の営業を行うこと。

【回答】現状で対処されたい。

- ⑤ サービスデッキに設置されている転落防止鎖はデッキ側からは出来るが車両側からの脱着は足元が狭く車両とデッキに隙間があり転落のおそれがあるため労災防止の観点からも簡単に脱着できるよう改善すること。

【回答】現行どうりとする。なお、脱着の際は足元等に充分注意されたい。

- ⑥ パン点検通路の転落防止鎖も車両側からは足元が狭いため転落するおそれがあるため労災防止の観点からも簡単に脱着できるよう改善すること。

【回答】5-⑤と同じ。

6. 作業内容等について

- ① 検修作業において、簡単で、単純な、化粧ビス1本、蛍光灯取り替え1本からチェックシートに記入させているが、本来作業よりもチェックシートを記入するための作業となっている。些細な事柄まで記入させるチェックシートの必要性を明らかにすること。また、何の説明も無く突然にチェックシートの内容が変更されたり、記入が多すぎて作業に支障をきたし問題である。社員の声を聞き簡素化すること。また、なぜ多く複雑にしたのか見解を示すこと。

【回答】現行どうりとする。なお、チェックシートは漏れのない確実な後検査をするためにあり、正しいチェックを行うことで、車両品質を保証するものである。作業の

遅れが懸念される場合は、従来どうり管理者に申し出ること。

- ② 耐震工事に伴い、平日は保守班日勤の日B担当者の入換が発生している、日B担当が入換を行っているのでホA、日Cが休憩時間中は、日Aが1人で臨時作業をすることになる。計画的な作業がある場合は必要な要員を確保すること。

【回答】必要な要員を配置している。

- ③ 日Bの業務内容を明確にすること。

【回答】構内操縦、申告作業、その他管理者が指示する作業である。

- ④ 耐震工事の内容や計画の詳細、時期を社員に明確にすること。

【回答】4-①と同じ。

- ⑤ 事故やミスなど個人への責任追及となっている。安全を第一に考慮する視点で、責任追及をやめて抜本的な原因究明と対策に改めること。

【回答】今後も徹底して原因を究明し対策を実施することにより、事故防止に努めていく。その過程において、責任の所在を明らかにするケースは当然あり得る。

- ⑥ JR西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、JR西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながると考えるが、会社の見解を示すこと。

【回答】従来からJR西日本会社に品質向上に関して申し入れを行っている。

- ⑦ JR西日本所属の車両の故障が発生しJR西日本所属の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。このような事態は何のための入庫か、安全やサービスの低下であり、問題である。会社の見解を示すこと。

【回答】6-⑥と同じ。

7. 手当等について

- ① 年末・年始をはじめとして、一般の会社では「盆休み」がも設けられている。夏季の盆輸送時期に、年末・年始手当と同様な額のお盆手当を新設すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ② 安倍内閣は、来年消費税を8%から10%へと、税率を引き上げようとしている。消費税が10%に引き上げた場合に、家庭にかかる負担は大きなものとなる。また、物価についても消費税増税に伴い便乗値上げが予測される。よって、基本給に10%を上乗せしたものを要求する。

【回答】支社権限外事項である。

以上

【 若干のやり取り 】

組合：前回と変わらない回答となってる。基本的に誠意のない回答であると組合側として申し上げる。

1-①項について

組合：今年度はインナーキャップを実施したようだがこれ以上は考えていないのか。

会社：会社は出来る限りの対策はしっかり行ってきた。今後もやっていく。一方で熱中症の原因は自己の体調管理、体調不良で仕事を行った結果、熱中症になる事例が多い。社員の体調管理をおこなって双方で労災を防いでいきたい。

組合：ミスト式の扇風機を導入している箇所がある。

会社：整備会社が試行的に導入している。

組合：我が社では導入しないのか。

会社：今のところ考えはない。

組合：倒れた事について保健所には報告してるのか。

会社：CMCの社員だったのでCMCが行ってる。

組合：保健所からの指導はないのか。

会社：CMCが受けてる。

1－②項について

組合：車両所によって無料で配布しているところがあるが、何故同じ扱いが出来ないのか。

会社：自己で給水することが基本である。その飲料水を保管するために冷蔵庫を置いている。

1－⑦項について

もっと充実した設備を！

組合：温風ヒーターを併用しているがもっと設備を充実させるべき。

会社：詰所の大きさに合わせた冷暖房設備を入れている。室温がしっかり保てるような設備は今後も考えていきたい。

組合：「考えていく」という回答をするが毎年同じ要求をしないといけない状態が続いている。現場の社員は（設備に満足とは）そう考えていない。

組合：ボイラーは廃止になるのか。

会社：年度内に廃止になる。老朽取り替えとして。

4－①項について

組合：工事について周知するべきという要求である。昨年以来、周知してるのか。

会社：必要な内容は掲示板で周知している。社員に支障がないようにお示ししている。

3－①項について

強要するなら目覚まし時計を配布せよ！

組合：遅刻した社員に対し、会社が目覚まし複数個の設置をするよう懇願しているが、強制していないか。

会社：強く懇願しているが強要ではない。社員が不幸な目に遭わないように指導してる。

組合：掲示でセットしてなかったと書いている。複数個セットしてなかったと書いている。そう書いたら会社が支給するべき。

組合：出勤遅延が起きる度に掲示が出るが、社員側からすれば見せしめとしか感じてない。出すべきではない。

会社：注意喚起になっている。

4－③項について

新しくなったが湯量が少なく、温度が低い！

組合：風呂がリニューアルされたが、湯量が少ない。検修の社員が入るときには湯の温度がぬるくなってる。今でもその状態であるので真冬になれば入れなくなる。

会社：確認して問題があればそこはやります。

組合：水圧も低い。

会社：同時に使えば少なくなるのでは。

組合：以前設置されていた風呂の下駄箱と洗面器入れを設置されたい。

会社：ご意見があったということは聞いておく。

5-③項について

組合：適切に対処している具体的工事内容を明らかにされたい。天井の断熱材が落ちてきている状態である。

会社：保守所には申告している。順次修理していく。

組合：社員が気をつければいいことについては全て後回しにしている。天井から物が落ちてくるといった状況については最優先でやるべき。

4-②項について

組合：ベランダの状態は変わってないのか。

会社：悪臭が漂う状況ではないとつかんでいる。話しがある都度、事実を確認している。水は流れています。

組合：ヒビが入っている状態であると。

会社：耐震工事に合わせて保守を実施している。

組合：耐震工事はいつまでに終わるのか。

会社：今年度です。

組合：発生する度にこれは耐震工事の中でやるのか、こっちはどうなのかとひとつずつ確かめないと来年の要求に上がってくるようになる。耐震工事の中でやってもらいのと、それ以外の部分も危険な箇所であるということで上がってきてるのでしっかり対処するべき。

5-②項について

組合：雨の時に点呼場へ移動するときに濡れるなら、雨天時は場所の変更をするべき。

会社：現行でお願いしたい。

組合：本庁舎でも出来ない理由はないはず。

会社：しっかりとした点呼をするため変更は出来ない。

組合：変更できないなら屋根を付けるべき。

会社：変更の予定はない。

5-⑤、⑥項について

転落する危険な箇所を放置するな！

組合：転落する危険があることが前提。現行で十分だという判断は山本さんが見て判断したのか。

会社：名両の責任ある立場の方が確認して現行どうりでいくと。

組合：現行どうりということは、変更しなくても落ちることはないという判断か。

会社：まったく見なかったら落ちる。建築限界、車両限界があるので隙間があることは理解されてるかと思う。隙間を埋めることは不可能。

組合：隙間を埋めろという内容ではない。

組合：蛍光テープ等の措置は最低限お願いしたい。

5-④項について

組合：乗務員サイドからも要望が出ている。乗務員は自転車でコンビニまで行ってる。

会社：利用者の実態からみてもこれ以上の拡大は難しい。

組合：現場の社員はメニューを見て諦めている。メニューを改善するべき。

4-④項について

組合：カビ臭い実態はないと判断しているのか。

会社：飲料水として問題ないと確認している。法定検査を行ってる。

組合：最寄りの市からの検査があるのか。

会社：検査の指定された業者が行っている。会社として記録を残している。

5-①項について

組合：LED化についての今後の計画はあるのか。

会社：今決まっている計画はない。今は庫2番線を中心にLED化を行っている。

組合：交換する蛍光灯を何故わざわざ大阪から運ぶのか。

会社：昔から鳥飼基地に一括発注している。作業所に倉庫がある。

6-①項について

チェックシート導入でミスは減らないの？減ってるの？！

組合：チェックシート、報告書などの不必要なものをなくす考えはないのか。

会社：ヒューマンエラーが今だに減らない現状なのでチェックシートはそれを防ぐツールである。

組合：チェックシートの記入ばかりが気になって肝心のチェックが抜けてしまう。

会社：チェックシートの記入すら出来ていない現状がある。

組合：チェックシートの項目が多い。

会社：社員側にとってはシートがしっかりついていけば貴重な資料になる。社員を守るためにもなる。

組合：それであればヒューマンエラーは減るはず。ヒューマンエラーが減らないと回答するなら現状知らない。導入で減っていると回答するなら分かるが。

会社：数自体は昔に比べたら劇的に減ってる。

組合：今頃言ってもおかしい。分析はどうなってるのか。

6-②項について

組合：日B担当者が入換作業にあたり、日A担当者が一人で作業する場合は発生しているがその時の対応はどうしてるのか。

会社：一人で出来ない場合は他の方が応援で対応している。

組合：ホA、日Cの方については超勤対応となっていないのか。

会社：そういうことが発生することはある。

組合：休憩時間中の社員に負担がかかっている。耐震工事期間中に頻繁に発生している。6-③項にも書いているが日Bの業務内容をはっきりさせた上で、計画的な作業が分かっているなら必要な要員を配置すべき。工事期間中はこの状況でいくのか。

会社：作業計画によってかわってくる。

組合：必要な要員の確保は安全作業につながる。浜工から持ってこれないのか。

以上

《 「申」第11号「関西地区分会における職場諸要求」に関する申し入れ (2014年9月24日申入) に対する会社回答 》

1. 新大阪駅及び京都駅の営業二科の要員を基準人員とすること。

【回答】現行どうりとする。

2. 新大阪駅営業二科の車椅子担当の要員を増やすこと。

【回答】必要な人員は配置している。

3. 列車遅延時にお客様に対して情報を提供できる機器（パソコンを含む）を、案内所、改札口に設置すること。

【回答】支社権限外事項であるが、現時点では設置する計画はない。

4. 夏季制服をノーネクタイとすること。

【回答】支社権限外事項である。

5. 新大阪駅、京都駅のロッカー（30cm）を、運輸所のロッカー（35cm）と同じ大きさとする。

【回答】現行どうりとする。

6. 京都駅営業二科における退出点呼を、ロッカー室への移動時間を考慮して退出時刻の3分前とすること。

【回答】現行どうりとする。

7. 「運輸系統の社員運用の変更」により運輸所から駅に移動する期間は3年とし、運輸所に戻るか、駅に残るかは本人の希望通りとすること。

【回答】駅異動の期間は、要員需給等によって決まってくるため、一概に示すことは難しい。

以上

【 若干のやり取り 】

職場で働いているのに基準人員でない！

組合：前回どうりの不誠実な回答であるということであり、議論する。

1項について

組合：基準人員がない理由は何か。

会社：設立時から話しをしているが現在員に応じて適切に業務をして頂く考え方にかわりはない。その考えのため、基準人員という考え方、今のしくみ、やり方を変えることはない。

組合：旅客に対して車いすの対応をすると周知、宣伝した。これは営業二科が出来て以降であった。

会社：そういう時機にあったことは事実。

組合：駅業務としてその取り扱いを行うということであり発表した。その仕事に関わる人は基準人員にならないのか。
会社：業務として車いす案内が必要な仕事であるという認識はある。かならずそれが基準人員で行うかどうかは別の判断。
組合：作業をする人は必要なはず。
会社：必要である。基準人員かどうかは会社が判断する。
組合：車いす対応の数が増えている。必要な要員は基準人員として確保して対応すべき。
組合：車いすを担当する方の資格は必要か。
会社：特段ない。
組合：誰でも出来るのか。何か条件はないのか。
会社：産業医の判断が必要。
組合：本人がやりたいという人には担当させるべき。
会社：出来ない人もいるという回答。重斤作業でもある。産業医の医学的見地からも判断する。

週末の車イス対応は超多忙な状態！

組合：車いす旅客の増加しているデータはあるのか。
会社：ここ1～2年で月間100件と増えてる。一日で言うと3～4件となる。
組合：週末に多くなる現状なので、週末だけでも担当者を増やす考えはないのか。
会社：多いときであっても内勤、管理者の対応で対応できる判断。
組合：本当に大変な状況であるので是非増やすべき。
会社：案内所が一人の対応となっても問題ないという考えである。
組合：内勤の方が車いすの担当したときの手当はつくのか。
会社：運転手当の支給対象になってる。
組合：人件費よりも一時的な手当でまかなったほうが良いという考えなのか。
会社：それはない。
組合：車いすを担当する社員の実数が減っている。にもかかわらず車いす利用者は倍以上となってると思う。基準人員、対応する社員数を示さないところでの議論も空論になる。

3項について

組合：適切な案内のため置くべき。VC-24。
会社：主張されてるのはおそらく運行情報モニターかと。扉一枚奥の詰所に運行情報モニターがあるのでそこを見て案内して頂きたい。基本的には支社権限外事項である。
組合：折角いい物があるから業務に役立つ必要なものは設置すべきである。
組合：遅延順序の情報が分かるものは置けないのか。
会社：二科に発車表が置いているが。
組合：あれでは限界がある。

4項について

組合：クールビズなのにノーネクタイにならないのか。
組合：これだけでも熱中症対策になる。

5項について

30cm、35cm！助役さんのロッカーはどちらですか？

組合：ロッカーの大きさに制限はないのか。

会社：規程はない。適切な部屋の大きさにあわせた適切なサイズのものを設置している。

組合：大きさの違いはメーカーが違うからか。

会社：メーカーは分からない。どっちがいいかということではなく30センチで問題があるかということになる。会社として問題はないと判断している。

組合：問題があるから申し入れしてる。畑委員は個人的に問題ないと言うが。

会社：会社として現地調査して、私も実際両方のロッカーを見て制服も入れてみて問題ないと判断して会社として回答している。

組合：京都駅は管理者が35センチで社員が30センチとなってる。この差は何か。

会社：運輸所の差や管理者との差は制服も違う、入れるべき物も違う。

組合：社員が必要なものを入れるのに狭いから要求が上がってきてる。

会社：一般的なコートなら充分入る。

組合：根本的に部屋の大きさに寄るものなのか。

会社：設置するとき部屋の大きさと必要な個数の関係かと。

組合：入れるのに難儀してる。5センチ広くなれば助かる。

組合：指導してるスーツ出勤、これを入れる広いロッカーが必要である。

会社：充分入る大きさである。

組合：畑委員は何センチのロッカーを使用してるのか。

会社：30センチです。

組合：夏は問題ないが冬の季節の対応も考慮するべき。

6項について

組合：結構距離がある。

会社：移動に大変な距離とは考えていない。

組合：出勤時間は厳しく言うが退出時間はズルズルとなってる。

7項について

運輸所へ戻る人の基準はあるのか！

組合：基準はないのか。

会社：一概の決めのあるものではない。

組合：運輸所から駅に配属になるときにそのような話しをしていないのか。

会社：そのような話しはしていない。5年で帰ってくるという明言はしていない。事実については言っているが、約束の話しはしていない。

組合：運輸所へ戻る人の基準はあるのか。

会社：その方の能力、経験、年齢、その駅の状況、運輸所の状況の内容を全て勘案してどのように働いてもらうのがいいか会社として判断してどういう異動になるか決まる。その中で運輸所に戻る方やそのまま駅にいる方がいる。違うところへ行く方もいる。

組合：今回答えた中で本人の希望がなかったが。

会社：私が言い漏らしました。

組合：言い漏らしならいいが、何のために面談してるのかとなる。一番優先すべきところである。

会社：そこは議論のちがうところである。希望が一番、最優先にくることはない。希望は聞くが結果的にかなわなかったとしてもけして軽視してない。

組合：年齢の具体的基準は何か。

会社：例えば何歳とかは言えない。その一つであるとしか回答できない。

組合：当初10年間と言われていた。すると50歳で行くと戻ってくる年齢は60歳である。

会社：年齢で決めているのは54歳の出向年齢がある。基準要素であるが絶対要件ではない。一要素である。

組合：一要素の内容を明らかにするべき。

会社：何歳だからこうだという断面はない。

組合：過去において、50歳になったら駅に行かなくてもいいとか、50歳を過ぎた人は運輸所に戻ることはないという話しはしたことはないということか。今までにどうか。

会社：会社から積極的に言ったことはない。

組合：今、駅に残ってる人は運輸所に戻ることもあるのか。

会社：帰ることも帰らないこともある。

組合：先に来た人よりも後からきた人が先に戻ることはあるのか。

会社：ある。

以上